

西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定

「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」（以下「つくる会」という。）と西和賀町（以下「町」という。）は、西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

第1 目的

この協定は、西和賀町まちづくり基本条例案（以下「基本条例案」という。）の策定にあたり、「つくる会」と「町」との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものとする。

第2 原則

つくる会と町は協働の精神に基づき、互いに次の原則を遵守する。

- (1) 対等な立場で議論や意見交換を行うこと。
- (2) それぞれの自主性を尊重すること。

第3 役割と責務

つくる会と町とは、つくる会の活動と基本条例案の策定に関連して、以下に示すそれぞれの役割と責務を持つものとする。

(1) つくる会の役割と責務

- ア つくる会は、自立した組織として基本条例案を策定する。
- イ つくる会は、多くの町民が参加できる座談会等により、町民の意見や要望を幅広く集め基本条例案を策定する。
- ウ つくる会は、検討の経過、内容、成果等がより多くの町民の目や耳に触れるように広く一般に情報公開や情報提供に努めるものとする。

(2) 町の役割と責務

- ア 町は、つくる会に情報を提供する。
- イ 町は、活動に必要な場所の提供や会議結果の記録などについて支援を行う。
- ウ 町は、専門家の派遣や調査活動などについて支援を行う。
- エ 町は、つくる会の活動及び基本条例案の広報並びに情報公開に関し、媒体の提供などを通じて協力する。

第4 協定の有効期限

協定はつくる会と町との合意をもって発効し、その効力は基本条例の制定までとする。

第5 その他

協定に定めていない事項で、今後、協定を遂行するうえで必要と認められるものについては、つくる会と町の協議の上、協定に加えることができるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年7月13日

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会

代表

高橋浩幸

西和賀町

町長

高橋繁